

令和7年4月1日から、盛土等を行う場合は許可が必要です。

栃木県では、令和7年4月1日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始します。

盛土規制法とは

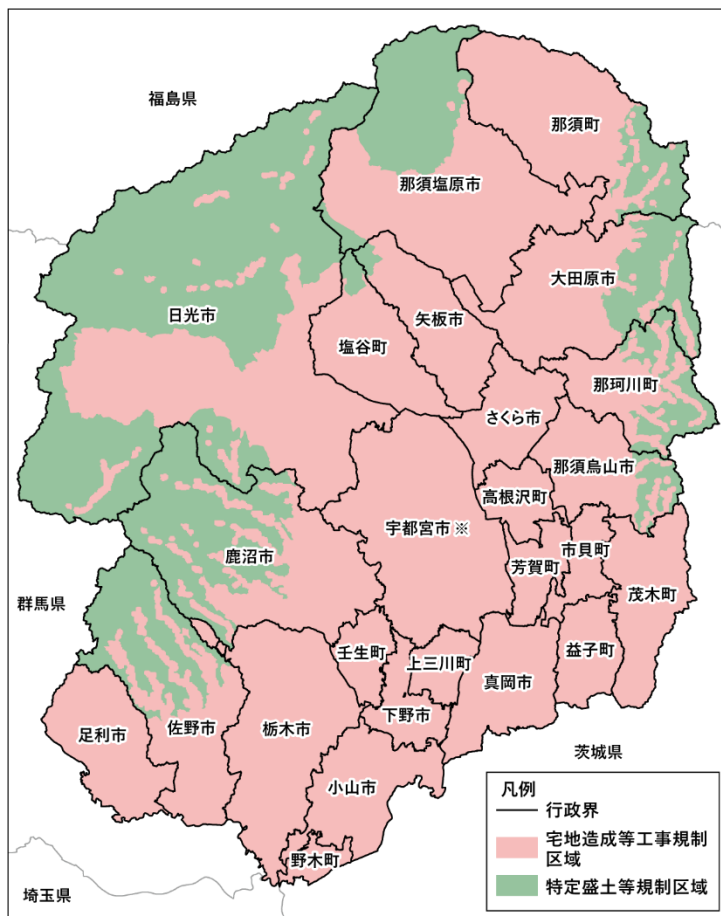
盛土等の安全を確保するための法律です。盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定する必要があります。規制区域は以下の2種類があります。

- ・ 宅地造成等工事規制区域
- ・ 特定盛土等規制区域

規制区域に指定されると

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



※ 宇都宮市は中核市であるため、盛土規制法に基づく事務は市が実施しており、令和6年10月2日に規制区域を指定済です。

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域 緑文字 特定盛土等規制区域

■ 宅地を造成するための盛土・切土 ■ 残土処理場における盛土・切土 ■ 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 500㎡超 ※2 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

■ 土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 500㎡超 ※2 となるもの
イメージ図		

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
 ※2 栃木県の条例により、特定盛土等規制区域における許可対象となる盛土等の規模を引き下げています(3,000㎡超⇒500㎡超)。